

令和7年度 湖西市地域公共交通計画策定業務委託 仕様書

1 業務概要

(1) 業務名

令和7年度 湖西市地域公共交通計画策定業務

(2) 履行期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

(3) 発注者

湖西市地域公共交通会議

2 目的

本市は、深刻な高齢化社会を迎えようとしているにもかかわらず、市民の自動車依存率が高い地域である。そのため、利便性の高い公共交通の維持・確保と市の財政の健全性の両面に配慮した、誰もが利用しやすい持続可能な公共交通体系を実現することが喫緊の課題となっている。

上記の課題を踏まえ、本市における持続可能な公共交通体系を構築するため、「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年11月27日施行）」に基づき、「湖西市地域公共交通計画（令和4年3月策定、令和6年8月一部修正）」（以下、「現行計画」という。）を策定した。

令和7年度で現行計画の目標年度を迎えるため、本業務では、現行計画で設定した計画目標の達成状況、及び主な取組の進捗状況を把握・評価した上で、現行計画策定以降の社会情勢の変化を踏まえ、現行計画の見直しを行い、新たに「湖西市地域公共交通計画」（以下、「次期計画」という。）を策定することを目的とする。

3 業務内容

(1) 計画準備

業務実施に当たり、業務の目的や趣旨を把握し、設計図書に示す業務内容を確認した上で、業務計画書の作成を行う。

(2) 本市の現状把握の整理

本市の地勢・地理、人口関連の整理（分布、高齢化率及び将来人口等）、主要な施設（公共施設、商業施設、医療・福祉施設、教育施設等）の分布について既存資料等を用いて整理する。

なお、必要なデータ等は受託者から発注者に依頼し、可能な範囲で提供する。

(3) 公共交通の現状把握

本市の公共交通分担率や人口流動、市内を運行する公共交通（鉄道、コミュニティバス、タクシー等）のネットワークと運行状況や利用状況、運行に係る経費、運賃収入や補助金等の収支状況等

を整理する。

なお、必要なデータ等は受託者から発注者に依頼し、可能な範囲で提供する。

（４）上位・関連計画の整理

本市の総合計画や都市計画マスタープラン、立地適正化計画、“ふじのくに”地域公共交通計画及び西遠都市圏総合都市交通計画等の関連計画を整理するとともに、近隣市町や庁内関係部局における公共交通関連施策等についても整理を行い、本市における公共交通の位置づけを明確にする。

なお、必要な関連計画等は受託者から発注者に依頼し、可能な範囲で提供する。

（５）現行計画の評価

現行計画において定めている成果指標及び個別事業の結果を評価する。評価した結果は次期計画策定に活かすこと。

（６）公共交通に関する実態・ニーズ把握

運行事業者へのヒアリング、公共交通の利用実態分析、西遠都市圏パーソントリップ調査結果や人流ビッグデータ等を活用した人流分析、現行のコミュニティバスやタクシーによる移動の分析及び市民意識調査の分析を行う。また、別途業務委託予定である公共交通に関するニーズ調査・分析結果及び令和７年度に実施予定の公共ライドシェアやデマンド型乗合タクシーの実証運行データの調査・分析結果の取りまとめを行い、公共交通に関する実態及びニーズを総合的に把握する。

（７）本市の地域公共交通に関する問題点・課題の整理

（１）～（６）の検討結果を踏まえ、本市における公共交通の問題点・課題を次の視点により整理する。

- ・市内全体を見渡して使いやすい公共交通の配置
- ・市外からの来訪者移動手段（二次交通）確保
- ・公共交通の利用促進（シームレスな公共交通の実現等）
- ・サービス水準
- ・市の財政負担
- ・持続可能性の確保
- ・その他

（８）次期計画の基本方針・目標検討

（７）の結果を踏まえて、コミュニティバス、デマンド型乗合タクシー、公共ライドシェア、湖西市企業シャトル BaaS 事業、一般乗用タクシー等、多様な公共交通モードによる役割分担を検討する。また、本市における地域公共交通の基本方針や目標を検討し、目標の達成状況について評価する成果指標を設定し、PDCA の具体的内容を検討する。

（９）目標実現のため施策検討・選定

(8) で設定した基本方針・目標を達成するための施策を提案する。提案する施策は、関連計画との整合を図るとともに国の公共交通施策の動向も見据え、国庫補助対象路線の必要性や系統の役割や地域の関係者相互間の連携等、計画へ記載することが努力義務である内容も盛り込み、移動手段の確保だけではなく、移動の目的を達成するための施策についても提案することとする。

施策の選定については、施策を実施した際の効果と実施するための概算費用を試算し、費用対効果の高い施策を選定する。また、地域住民や各事業者から聴取した意見を踏まえて、既存の公共交通事業者の利益を毀損しないよう実現可能性の高い施策を選定することとする。また、計画の進捗を把握するためのモニタリング方法、特に指標の選定について検討することとする。

(10) 次期計画の作成

本業務での検討結果を踏まえて、次期計画を作成する。作成にあたっては「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（実践編、第4版令和5年10月）」を参考にすること。作成した計画案は PDF 等電子データにより納入すること。

また、次期計画についてパブリックコメントを実施する際に必要な支援を行うとともに、パブリックコメントで得られた意見等について整理を行い、次期計画への反映を行う。

(11) 会議運営等の支援

次期計画策定に係る湖西市地域公共交通会議や庁内検討会議の運営の支援（会議資料の作成、会議への同席・説明補助、議事録の作成等）を行う。

なお、各会議3～4回程度開催するものとする。

(12) 報告書の作成

業務完了後に報告書の取りまとめを行い、成果報告書として PDF 等電子データにより納入するものとする。

(13) 打ち合わせ協議の実施

委託業務内容の円滑な履行のため、双方の情報共有を確実に行うため十分な回数の協議を実施するものとする。

なお、打合せ協議については対面形式、オンライン形式の別は問わないものとする。

4 留意事項

(1) 本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。

(2) 事業実施のための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年第57号）を遵守しなければならない。

(3) 本市は、必要に応じ、受託者に対して委託事業の処理状況について調査し、報告を求めること

ができる。

（４）本事業の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、本市が承諾した場合はこの限りではない。

（５）委託料の支払いは、業務完了時一括とする。

５ その他

本仕様書は事業の概要を示したものであり、詳細については、委託者と受託者による協議の上、必要な変更を加えて決定するものとする。

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは本市と受託者が協議の上、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業含まれるものとする。